

答申第 846 号

情公第 1966 号

令和 8 年 9 月 25 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 9 月 16 日付けで諮問された第一種動物取扱業に関する文書一部非公開の件（その 2）（諮問第 928 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和7年4月25日付け行政文書公開請求に対して、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和7年4月25日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年5月9日付けで、別表2の「特定した行政文書」欄に掲げる各行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、当該文書に含まれる①調査対応者氏名、②施設所在地、③申請者氏名、④動物取扱責任者氏名、⑤調査報告書件名、⑥現場の状況、⑦聴取内容、⑧指導内容及び⑨現況写真を非公開とする行政文書一部公開決定を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年7月29日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、当該処分のうち、上記⑤から⑨までの情報（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 令和7年7月29日付け審査請求書における主張要旨について

特定登録番号の第一種動物取扱業登録者である特定個人事業主は、特定NPO法人理事長である。NPO法人は社会貢献活動を行うことを目的とし、特定NPO法人は、特定非営利活動に係る事業として「動物保護事業」を、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限りにおいて（その他の事業として）「ペット園芸関連事業」を行っている。特定個人事業主の営む事業は、営利法人としてのペットショップのような第一種動物取扱業とは異なる。公開することにより、特定個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない

いのであるから公開すべきである。

(2) 令和7年9月4日付け反論書における主張要旨について

特定 NPO 法人は、特定個人事業主と同一所在地で、特定年月日に、特定非営利活動に係る事業として動物保護事業（様々な理由により飼育が困難になった動物や、やむを得ず保健所にきた動物等を引き取り、飼養及び里親探しを行う）、その他事業としてペット・園芸関連事業（鳥類とふれあう機会の提供やペット、動物の販売や庭木の剪定等を行う）を行っている。特定個人事業主が NPO 法人の理事長であったとしても、個人が営む事業であることに変わりなく、特定 NPO 法人の事業でないとすれば、特定 NPO 法人は、設立した特定日から、第一種動物取扱業として新規登録を申請した特定日までの間、登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者に該当することになってしまう。「当該事業所については、既に特定個人事業主から廃業等届出書を受理しており、特定個人事業主が理事を務める特定 NPO 法人が同一所在地で新たに第一種動物取扱業の登録をしている」と弁明書に記載されているが、特定個人事業主が理事を務める特定 NPO 法人は、同一所在地で新たに第一種動物取扱業の登録をする一定期間前から、同一所在地で第一種動物取扱業を営んでいる。

NPO 法人は情報公開を通じた市民の選択、監視を前提としている。「当該調査時の状況であるにも関わらず、あたかもその後も続いているかのように事実と異なる内容が伝えられる可能性があり、そうすると特定 NPO 法人に不利益をもたらすおそれがある」と弁明書に記載されているが、当該調査時において、動物保護のために当該調査時の状況を知らずに、特定 NPO 法人に寄付をした者の正当な利益が害されてよい理由にならない。

(3) 令和8年7月6日付け意見書の主張要旨について

特定日に実施した特定登録番号に係る調査報告書の調査報告書件名、現場の状況、聴取内容、指導内容、現況写真を非公開とした決定の取消しを主張する。

4 実施機関（担当：健康医療局動物愛護センター）の説明要旨

調査報告書には、県民から提供された情報や立入調査時の施設の状況、聴

取内容や事業者への指導内容、現場の写真など、様々な事項が記載されている。

上記情報を公開することにより、当該調査時の状況であるにもかかわらず、あたかもその後も続いているかのように事実と異なる内容が伝えられる可能性があり、そうすると特定 NPO 法人に不利益をもたらすおそれがあることから、特定 NPO 法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第 5 条第 3 号に該当するため非公開とした。

第一種動物取扱業登録者が NPO 法人の理事長であることを理由に、「公開することにより、特定個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない」として各項目の公開を求められているが、たとえ特定個人事業主が NPO 法人の理事長であったとしても、個人が営む事業であることに変わりなく、特定個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益は守られるべきと考える。

5 審査会の判断理由

本件対象文書は、実施機関が特定事案に対して行った調査（以下「本件調査」という。）の顛末を記載した調査報告書であると認められるところ、実施機関は、本件対象文書に含まれる本件非公開情報が条例第 5 条第 3 号に規定する法人等に関する情報に該当することを理由に非公開としていることから、以下、当該処分の妥当性について検討する。

(1) 調査報告書の件名について

標記情報は、別表 2 に掲げる対象文書①の文書タイトルの一部の情報及び各対象文書の「件名」欄の情報であって、本件調査の端緒等に係る情報であると認められる。その内容は、実施機関が特定事業者に対して行った指導内容につながり得る情報と認められ、これを公開することにより特定個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないため、実施機関が標記情報を条例第 5 条第 3 号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(2) 現場の状況について

標記情報は、別表 2 に掲げる対象文書①の「（内容）」欄の情報、対象

文書②の「4 内容」欄の一部の情報及び対象文書③の「【現場の状況】」欄の一部の情報であって、本件調査により確認された特定事業者の運営状況に関する情報であると認められる。その内容は、特定事業者の事業の運営状況やその運営施設の内部で飼養されている動物の具体的な状況等が記されたものであり、これを公開することにより特定個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないため、当該情報を条例第5条第3号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(3) 聴取内容について

標記情報は、別表2に掲げる対象文書①の「【聴取内容】」欄の情報、対象文書②の「4 内容」欄の一部の情報及び対象文書③の「【聞き取り調査】」欄の一部の情報であって、それぞれ、本件調査の際に実施機関が被調査者から聴取した内容についての情報であると認められる。その内容は、特定事業者の事業の運営状況やその運営施設の内部で飼養されている動物の具体的な状況が記されたものであり、これを公開することにより特定個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないため、当該情報を条例第5条第3号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(4) 指導内容及び現況写真について

標記情報は、別表2に掲げる対象文書①の「伺い」欄の一部の情報及び「【指導内容】」欄の一部の情報、対象文書②の「【指導事項】」欄の情報及び現況写真等並びに対象文書③の「【指導事項】」欄の情報であって、それぞれ、本件調査実施後に実施機関が被調査者に伝達した情報及び本件調査時に実施機関が特定事業者の事業所内を撮影した写真像であると認められる。その内容は、実施機関が特定事業者に対して行った指導内容が具体的に記されたものであり、これを公開することにより特定個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないため、実施機関が標記情報を条例第5条第3号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張等について

審査請求人からはその他種々の主張及び資料の提出がなされているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 附言

当審査会が本件請求に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、条例の文言が引用されているにすぎず、条例第5条各号に規定する非公開情報に該当すると判断した具体的な理由が示されているとは認め難いものとなっている。

かかる記載は、非公開処分を行うに当たって非公開理由を付記することを実施機関に対して義務付ける条例第10条第3項の趣旨（実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える趣旨）に反するものであるから、今後の行政文書公開請求の手続においては同項の規定に基づく適切な理由付記を行うよう、ここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

公開請求に係る行政文書の内容	
平成 26 年から令和 7 年までの間に実施された第一種動物取扱業（展示、特定登録番号、登録日：特定年月日）の立ち入り検査報告書	
平成 28 年から令和 7 年までの間に実施された第一種動物取扱業（販売、特定登録番号、登録日：特定年月日）の立ち入り検査報告書	
平成 28 年から令和 7 年までの間に実施された第一種動物取扱業（保管、特定登録番号、登録日：特定年月日）の立ち入り検査報告書	

別表 2

項番	特定した行政文書
対象文書①	平成 29 年 10 月 24 日に実施した調査に係る調査報告書
対象文書②	令和 5 年 5 月 22 日に実施した調査に係る調査報告書
対象文書③	令和 6 年 10 月 8 日に実施した調査に係る調査報告書

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 9 月 16 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 6 月 22 日 (第 261 回第二部会)	○ 審議
令和 8 年 7 月 7 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書等を収受
令和 8 年 7 月 31 日 (第 262 回第二部会)	○ 審議
令和 8 年 8 月 28 日 (第 263 回第二部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和 8 年 9 月 25 日現在）（五十音順）